

管理番号 296_補足資料

本市では積極的に認定こども園化を進めており、「地域子育て支援拠点事業」を委託していた保育園が認定こども園になるケースも複数ある。本来、「地域子育て支援拠点事業」を実施していた保育園が認定こども園になることで、「子育て支援事業」が上乘せされているため、支援が一層充実するはずである。しかし、現状では、認定こども園の認可を行い、かつ「地域子育て支援拠点事業」の委託を行っている自治体、そしてそれぞれの事業に取り組む施設側双方が、両事業の要件・効果等に対する認識が曖昧な状況の中、同じ対象者に同様の支援を行っており、結果的に重複する部分に公費をそれぞれ負担していることとなっている。

限られた財源の中で効果的に子育て支援を行うため、「地域子育て支援拠点事業」を委託している認定こども園においても、本来の「子育て支援事業」が充実されるとともに、「地域子育て支援拠点事業」を委託していない認定こども園においても有益な「子育て支援事業」が展開されるよう、また、それら認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」が各々の役割を十分に発揮し、そして互いに補完していけるよう、それぞれの役割・効果等を早急に通知等で明確化していただきたい。

また、「地域子育て支援拠点事業」の委託については「国として義務付けを行っているわけではない」ということであるが、自治体向けFAQの中で記載されている“市町村においては、地域子育て支援拠点事業を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行するに当たり、同事業の委託をやめるようなことが決して無いよう、強くお願いいたします。”との文言が、国としての事実上の義務付けを行っているように解釈されるため、今回の回答に記載されているような「委託については、あくまでも事業者との相談のうえ、最終的には市区町村において適切に判断されたい」などの文言に見直していただきたい。

なお、「地域子育て支援拠点事業」は認定こども園の「子育て支援事業」と比較して“より高度できめ細かな子育て支援を行う”拠点であると示されているとおり、専任職員の配置や長時間の開所など、認定こども園の子育て支援事業を上回る支援を行う施設であるとともに、相互に独立した事業としての位置づけであるということは従前より認識している。そのため、すでに拠点事業を委託している保育園等が認定こども園になったことを理由に、委託をやめるということは考えていない。あくまでも拠点事業の委託については、“その地域において「地域子育て支援拠点事業」による支援が必要かどうか”という視点をもって判断したいと考えている。